

Ⅳ 行為の制限に関する事項

■ 行為の制限に関する基本的な考え方

本市の景観形成は、前章に定める「景観形成の方向性」に基づき、計画のテーマ及び4つの方針の具現化を目指していくこととなります。そのためには、景観形成に影響を及ぼす建築行為等に一定の制限を設け、あるべき方向へと誘導していく必要があります。

1 届出を要する行為

景観形成上、特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の建築行為等については、その内容を市に届け出ること、景観に及ぼす影響が本計画に定める方向性と合致しているか否か、あらかじめ審査を受けることとなります。

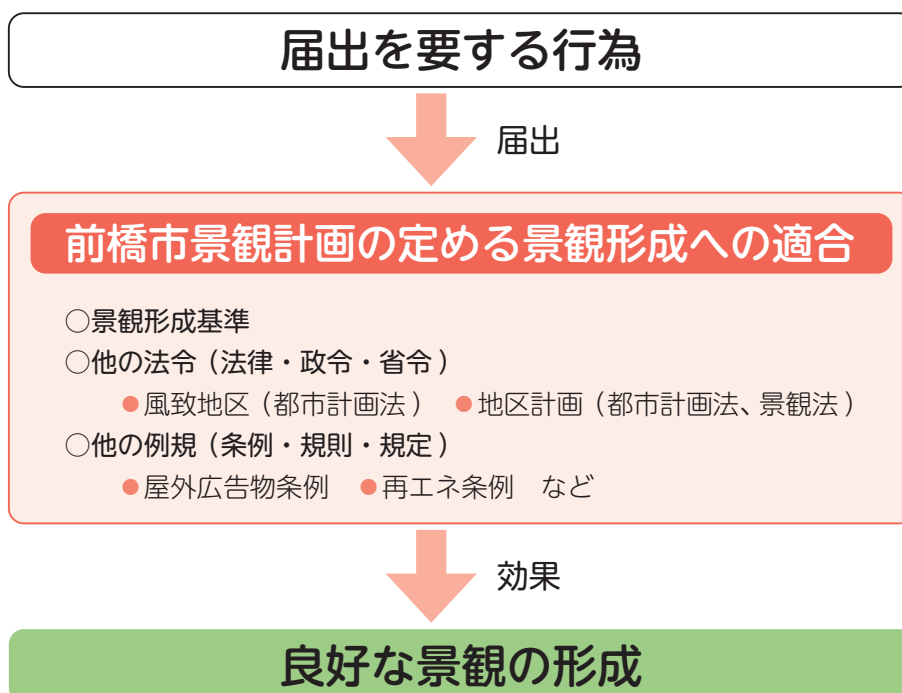
なお、このルールは公共施設（国の機関や地方公共団体が行う建築等の行為）についても同様で、事業の実施にあたっては、本計画に適合するよう配慮するものとします。

2 景観形成の基準

景観形成に影響を及ぼすと考えられる行為はすべて、本計画に定める方向性に適合するよう配慮するものとし、その目安となる景観形成基準を定めます。特に、上記の届出を要する行為については、景観形成の基準を遵守することが義務付けられます。

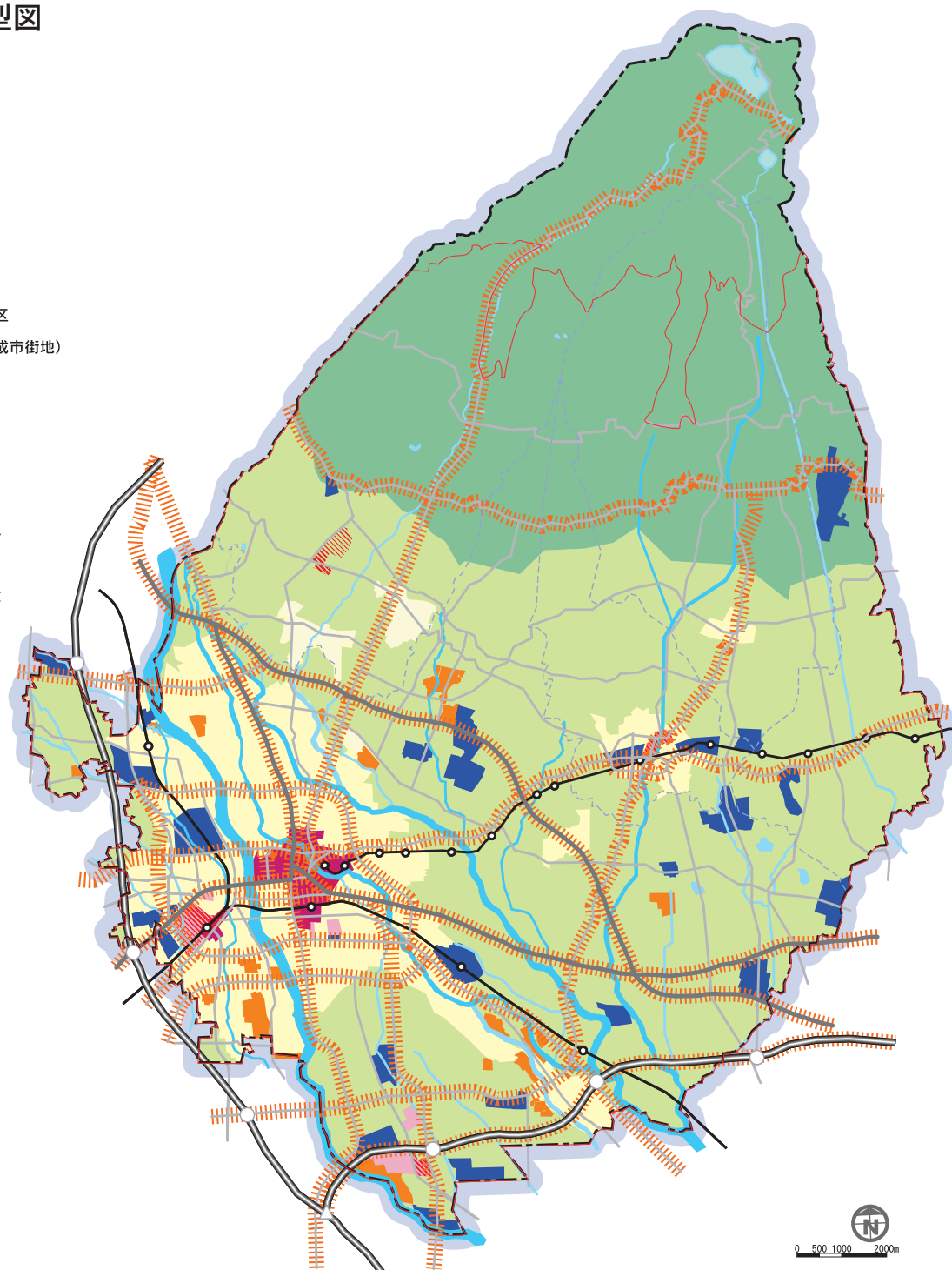
3 景観形成にかかる他法令（例規）の基準

このほか、都市計画法が規定する形態・意匠・色彩などの制限や、条例等で規定する本市独自の景観形成に関する規制など、他の法令（法律・政令・省令）や例規（条例・規則・規定）を遵守する必要があります。



景観類型図

-  都市拠点
-  道路(都市軸)
-  線路(鉄道軸)
-  水辺(河川軸)
-  主要河川
-  暮らしの拠点
-  商業・業務地区
-  住宅地区(既成市街地)
-  住宅団地
-  工業地区
-  田園地区
-  森林地区
-  高速道路
-  広域幹線道路
-  幹線道路
-  都市計画区域
-  市域
-  旧市町村界



【景観類型】

前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造図に準拠し、各構造区分を地域の景観特性を象徴する景観類型として定義します。

- 都市拠点
- 暮らしの拠点
- 道路(都市軸)
- 線路(鉄道軸)
- 水辺(河川軸)
- 商業・業務地区

- 住宅地区(既成市街地)
- 住宅団地
- 工業地区
- 田園地区
- 森林地区

1 | 届出を要する行為

(1) 届出対象行為（景観法第 16 条第 1 項）

景観計画区域内において届出を要する行為は、下表に示す大規模行為です。届出を要する行為は、次項に示す「2 景観形成の基準」に適合している必要があります。

なお、景観形成重点地区における届出を要する行為は、別途、「Ⅵ 景観形成重点地区」に定めます。

表 届出を要する行為となる大規模行為

	行為	対象となる規模
建築物	新築、増築、改築、移転、 外観の変更又は色彩を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さが 13 m、又は延べ床面積が 1,000㎡を超えるもの
工作物	新設、増設、改造、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 10 m、又は築造面積が 1,000 ㎡を超えるもの。 (建築物と一体のとき) 高さが 5 m を超え、かつ建築物との高さの合計が 10 m を超えるもの
土地の区画形質の変更	都市計画法第 4 条第 12 項に規定される開発行為	土地の面積が 1,000㎡を超えるもの（ただし宅地分譲を除く）
法面、擁壁の設置	上記の開発行為に伴う法面・擁壁の設置	高さが 5 m かつ長さが 10 m を超えるもの

(2) 公共施設の取り扱い（景観法第 16 条第 5 項及び第 6 項）

国の機関または地方公共団体が行う行為（公共施設）については、上記（1）届出対象行為と同様の範囲内において、景観形成の基準に適合するよう、必要な手続き及び措置を求めるものとします。

(3) 事前協議（前橋市景観条例第 14 条）

届出にあたっては、行為の内容が景観形成の基準に適合しているどうか、あらかじめ市と協議を行うこととします。

なお、行為に係る事業計画の立案に際して、景観形成の基準に適合させるための事前相談として、前橋市景観アドバイザー制度（後述・Ⅴ-3-(4)）を利用することができます。

2 | 景観形成の基準

景観形成に影響を及ぼすと考えられる行為について、本計画が定める景観形成の方向性に適合するよう、各種の基準（景観形成基準）を定めます。

景観形成基準は、すべての行為に共通する基準【(1)類型共通基準】と、行為が行われる場所（景観類型）ごとの基準【(2)類型別基準】、行為の種類や内容ごとの基準【(3)要素別基準】に大別します。

まず、(1)類型共通基準は、本計画のテーマ「振り返りたくなる風景がある」をベースとする基準と、当該行為が都市軸（道路）、鉄道軸（線路）、河川軸にかかる場合の基準で構成します。

次に、(2)類型別基準は、本市の景観特性を磨き上げるための「4つの方針」をベースとする基準で構成しますが、景観類型に応じて景観特性が異なるため、下記表のとおり、基準との関係性の濃淡がA→B→C→Dの順に異なります。また、景観類型によっては、景観形成に特別な言及がある関連計画等が存在する場合があるため、それを「特別配慮事項」として掲載することとします。

次に、(3)要素別基準は、当該行為における建築物や屋外広告物等の配置や掲出に関する基準と、それ以外の行為に関する基準で構成します。

以上の基準について、行為者は、当該行為の場所及び内容に応じて各基準に適合するよう配慮し、本計画が定める良好な景観の創出に努めなければなりません。

なお、景観形成重点地区における景観形成の基準は、別途、「Ⅵ 景観形成重点地区」に定めます。

景観形成基準		景観類型	都市拠点	暮らしの拠点	商業業務地区	住宅地区	住宅団地	工業地区	田園地区	森林地区
(1) 類型共通基準			■ 計画のテーマ「振り返りたくなる風景がある」をベースとする基準 ■ 当該行為が道路・線路・水辺にかかる場合の基準							
(2) 類型別基準	水と緑		D	D	C	D	C	B	A	A
	風格と質感		A	B	B	C	D	—	D	—
	地域性と歴史性		B	C	D	A	B	C	B	B
	やさしさと心地よさ		C	A	A	B	A	A	C	C
	特別配慮事項		※ ¹ 前橋市 アーバン デザイン	※ ¹ 前橋市 アーバン デザイン	—	※ ² 敷島 エリア グランド デザイン	—	—	—	※ ³ 赤城山 景観 ガイド ライン
(3) 要素別基準			■ 建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準 ■ その他の行為毎の基準							
(4) 色彩基準			■ 建築物の色彩に関する事項が定められている地区計画の区域で参照する基準							

景観類型毎の基準との関係性の濃淡順 A→B→C→D
濃い——→薄い

※¹ 前橋市アーバンデザインの区域内にある場合は、基準の適用程度にかかわらず、その内容に配慮する。

※² 敷島エリアグランドデザインの区域及びその周辺では、基準の適用程度にかかわらず、その内容に配慮する。

※³ 赤城山景観ガイドラインの区域では、基準の適用程度にかかわらず、その内容に配慮する。

※⁴ その他関係法令等に該当する場合には、その内容に沿った配慮が必要。

(1) 類型共通基準

カテゴリ			基準	景観特性
類型共通基準	テーマ基準	位置・配置	☐ 建築物等や屋外広告物は、赤城山等の眺望に配慮した配置掲出方法とする	—
			☐ 建築物等や屋外広告物は、街並み全体として調和した家並みやスカイラインを形成するよう、隣接する建築物等との連続性などに配慮した配置掲出方法とする	—
			☐ 建築物等は、配置の工夫や長大な壁面の適度な分節化（色使い、素材の使い分け、雁行の採用など）などにより、街並みと背景となる赤城山等との調和を図る	—
		建築物等屋外広告物	☐ 地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源や地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その景観資源がつくり出す風景に配慮した配置掲出方法とする	—
			☐ 丘陵や河川敷、田園風景など眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その配置掲出方法を周辺の風景に調和させる	—
		自然・環境	☐ まとまった緑地やシンボルとなる樹木は、できる限り保全する	—
		植栽帯の活用	☐ 駐車場は、車の出入口の集約化や接道部及び敷地内の植栽などにより街並みの連続性の確保や周辺の風景との調和を図る	—
	道路（都市軸）基準	位置・配置	☐ 道路、交通設備、街路灯、歩道、公共サインなどの公共施設、沿道の建築物等や屋外広告物は、赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する	—
			☐ 沿道のまちなみとして連続性が感じられるよう統一感のある配置掲出方法とする	—
		形態・デザイン	☐ 敷地内に設置又は建築物等に付随する屋外広告物は、建築物等の壁面や周囲と共通性のある色彩を採り入れるなど、建物全体及び周辺の色彩との調和やバランスに配慮し、調和感のある沿道の街並みを形成する	—
			☐ 道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、来訪者に分かりやすいものとするとともに、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める	—
		建築物等屋外広告物	☐ 大規模な建築物は、適度な壁面後退と接道部の緑化により、ゆとりと広がりのある道路景観形成を心がける	—
			☐ 建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（展望台、観光施設、公共施設）から広がる市街地の眺望や、赤城山の眺めに配慮した配置掲出方法とする	—
			☐ 赤城南麓の建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	—

類型共通基準	道路 (都市軸) 基準	自然・環境	☐ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏（地表の形状の変化）になじませた屋根形状など、地形と一体感のある配置意匠とする	—
			☐ 沿道の樹木や草花などの緑化は、周辺の緑と調和を図りながら、適切な維持管理により道路空間の魅力向上に努める	—
			☐ 建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする	—
			☐ 建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める	—
	線路 (鉄道軸) 基準	位置・配置	☐ 沿線の建築物等や屋外広告物は、車窓からの眺めを意識し周辺の風景と調和した配置掲出方法とする	—
		形態・デザイン	☐ 駅舎などの鉄道施設はもとより沿線の道路や公共サインなどの公共施設も含め、地域性を大切にした配置意匠とする	—
		建築物等 屋外広告物	☐ 沿線の建築物等や屋外広告物は、車窓から見える赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する	—
		自然・環境	☐ 沿線の建築物等や屋外広告物は、線路沿いや踏切から遠望される赤城山等や大規模な建造物・樹木などの眺望に配慮した配置掲出方法とする	—
	水辺（河川 軸）基準	位置・配置	☐ 河川に面する建築物等や屋外広告物は、対岸や橋上などから見る赤城山等と豊かな河川景観からなる奥行きのある眺望に配慮した配置掲出方法とする	—
		形態・デザイン	☐ 橋梁及び連続する工作物の色彩は、水＝青系などの単純な連想や周囲から極端に突出する高彩度色を避け、川面や河川敷の色彩と美しく調和する色彩を用いるよう心がける	—
			☐ 河川沿いに立地する建築物等の色彩は、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、河川及び河川敷の色合いと調和するものとする。また、河川軸に沿っての連続性にも配慮する	—
		建築物等 屋外広告物	☐ 川堤の並木、寺社、鎮守の森などの眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、周辺の風景と調和した配置掲出方法とする	—
			☐ 橋梁や護岸施設、安全柵、遊歩道、公共サイン等の公共施設は、豊かな河川景観の一部として統一感のある配置掲出方法とする	—
			☐ 建築物等は、河川などの水辺空間に隣接する場合、建物の中から水辺を眺められる工夫や自由に歩行者が水辺に近づく歩行路の開放等、水辺への意識が高まる敷地利用を心がける	—

○都市軸

利便性、安全性とともに、赤城山等の山並を背景とした調和のとれた道路景観の形成が求められる軸（前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造に位置づけられた広域都市軸、放射都市軸、環状都市軸の道路境界から30mの沿道区域）

○鉄道軸

印象的な風景とともに、前橋の原風景を創り出す上で重要な役割が求められる軸（前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造における鉄道交通軸）

○河川軸

地域の景観の骨格をなすとともに環境の向上を図る上で重要な役割が求められる軸（緑の基本計画における水と緑の軸（利根川、広瀬川、桃ノ木川、荒砥川、粕川、寺沢川、藤沢川、天狗岩用水・滝川）

(2) 類型別基準

① 都市拠点

前橋の顔、地域の顔としての役割を担うべき拠点。市の中核である本庁管内地区の中心市街地、副都心機能を有する新前橋駅周辺、異なる文化圏を形成してきた大胡地区の中心市街地、前橋南部拠点地区など

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	都市拠点	位置・配置	☐ 建築物等が眺望の対象となる資源に隣接する場合は、周辺の風景に調和するよう配慮する	地域性と歴史性
		形態・デザイン	☐ 官公庁街の建築物等は、既存の官公庁施設と呼応形態・色彩・意匠の採用などにより、品格のある景観を保全する	風格と質感
			☐ 建築物等は、駅前広場や道路の施設配置と整合した形態とするとともに、隣接する建物等の配置、形態、色彩、意匠と相互に協調させることにより、地域の拠点に相応しい街並みづくりに配慮する	風格と質感
			☐ 建築物等の低層部は、ガラス面の使用など開放的なデザインを心がける	やさしさと心地よさ
		建築物等屋外広告物	☐ 建築物等の低層部は、接道部の緑化や開放的なデザイン、適度な壁面後退による植栽スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりのある空間を創出し、拠点として公共性の高い景観形成を心がける	やさしさと心地よさ
			☐ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠とする	地域性と歴史性
			☐ 建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（県庁、市役所、前橋駅、新前橋駅、利根川に架かる橋）からの赤城山等の眺望に配慮した配置、掲出方法とする	風格と質感
			☐ 屋外広告物は、周辺の屋外広告物と調和した配置掲出方法とするなど、拠点として品格のある景観形成に配慮する	風格と質感
		自然・環境	☐ 建築物等の低層部の接道部は、地被類（背丈が低い植物）等で緑化を心がける	水と緑
			☐ 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付けるケヤキ通りやシンボルツリーなどの樹木がある場合は、それらの四季折々の色彩の変化に配慮し、樹木の佇まいを風景の一部に取り込んだ配置意匠とする	風格と質感
		植栽帯の活用	☐ 住宅地区や田園地区との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、互いを引き立たせる風景を創り出すよう心がける	地域性と歴史性
			☐ 前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける	水と緑
		特別配慮	☐ 前橋市アーバンデザインの区域内にある場合は、アーバンデザインガイドラインに配慮する（アーバンデザインの将来像を実現させるために必要なデザインや意匠の配慮すべき視点を取り入れる）	水と緑
		その他	☐ 建築物等が地区景観を特徴付ける河川に面する場合は、川面への空間的なつながりや川側からの見え方に配慮した配置意匠とするにより、建築物等と河川が一体をなす景観形成を心がける	地域性と歴史性

②暮らしの拠点

多世代にわたって多くの人が暮らし集う、にぎわいにあふれた都市空間を目指すとともに、地区のもつ歴史・文化的景観に配慮し、都市空間と住環境との調和が図られるべき地区

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	暮らしの拠点	位置・配置	☐ 大規模な建築物においては、街並みの連続性に配慮しつつ、街のにぎわいづくりに寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーの配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	☐ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置などにより、魅力ある街角を演出するよう努める	風格と質感
			☐ 生垣や、塀の色彩・素材・意匠をそろえることにより、連続性を持たせる等沿道環境の調和を図る	風格と質感
			☐ 建築物等は、地形の起伏になじませた屋根形状により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
			☐ 建築物等は、地区景観を特徴付ける利根川、広瀬川、馬場川、風呂川などの河川に面する場合は、川面への空間的なつながりや川側からの見え方に配慮した配置意匠とすることにより、建築物等と河川が一体をなす都市景観形成を心がける	風格と質感
			☐ 建築物等は、周辺に地区景観を特徴付けるケヤキ通りやシンボルツリーなどの樹木がある場合は、それらの四季折々の色彩変化に配慮し、樹木の佇まいを風景の一部に取り込んだ配置意匠とする	水と緑
			☐ 建築物等は、まちなみ全体として落ち着いた景観を形成するよう、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩をさけるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等は、周囲の建物等と共通性のある色彩を部分的にアクセントカラーとして用いるなど、色彩に協調性を出すよう心がける。特にテナントビルでは、建物全体が調和した質の高いものとなるよう色彩に配慮する	風格と質感
			☐ 複合市街地等の商店街や商業地の建築物等で、道路と一体的な商業空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部のにぎわいの創出などに努める	風格と質感
		建築物等 屋外広告物	☐ 大規模な建築物等においては、壁面の後退により居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
			☐ 利根川、広瀬川、馬場川、風呂川などの河川資源や文化資源、樹木資源に隣接する建築物は、これらを取り込んだ配置意匠とし、地区の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める	地域性と歴史性

類型別基準	暮らしの 拠点	建築物等 屋外広告物	建築物等は、周辺に地区景観を特徴付ける明治から昭和初期に建てられた近代建築物等（昭和庁舎、群馬会館、前橋カトリック教会、レンガ倉庫など）がある場合は、それらの外観に配慮した配置意匠とすることにより、統一感のある景観形成を心がける	風格と質感
			屋外広告物は、街並みから突出しすぎない色彩を用いるなど、 ☐ 建物全体及び街並みとの調和やバランスに配慮し、自然と目に入るデザインを心がける	やさしさと心地よさ
		自然・環境	☐ 敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
			敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける ☐	水と緑
			☐ 複合市街地の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化により、低層部のにぎわいの創出などに努める	風格と質感
		植栽帯の活用	住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し、境界部に植栽を設置するなどやわらかな緩衝となるしつらえを工夫する ☐	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等は、接道部の緑化や低層部の形態・色彩・意匠の工夫などにより、にぎわいの連続性に配慮する	水と緑
		特別配慮	前橋市アーバンデザインの区域内にある場合は、アーバンデザインガイドラインに配慮する（アーバンデザインの将来像を実現させるために必要なデザインや意匠の配慮すべき視点を取り入れる） ☐	水と緑

③商業・業務地区

商業地、業務地として利用されることが望ましく、まちの活力やにぎわいづくりに配慮すべき地区

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	商業・業務地区	位置・配置	☐ 大規模な建築物においては、街並みの連続性に配慮しつつ、街のにぎわいづくりに寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーの配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	☐ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める	風格と質感
			☐ 建築物等は、周囲の建物等と共通性のある色彩を部分的にアクセントカラーとして用いるなど、色彩に協調性を出すよう心がける。特にテナントビルでは、建物全体が調和した質の高いものとなるよう色彩に配慮する	風格と質感
			☐ 建築物等は、それぞれの地域の持つ地形や周辺環境に配慮し、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする	地域性と歴史性
			☐ 住宅地区や田園地区に接する建築物等は、各地区の持つ特性を配慮し、急激な景観的变化を避けた地区境界であることを意識した配置意匠とするよう努める	地域性と歴史性
		建築物等屋外広告物	☐ 建築物等は、低層部の配置意匠の工夫などにより、街並みの連続性に配慮する	やさしさと心地よさ
			☐ 屋外広告物は、街並みから突出しすぎない色彩を用いるなど、建物全体及び街並みとの調和やバランスに配慮し、自然と目に入るデザインを心がける	やさしさと心地よさ
		自然・環境	☐ 建築物等の接道部の緑化に努める	水と緑
		植栽帯の活用	☐ 人通りの多い道路の交差点などは、植栽の設置により、魅力ある街角を演出するよう努める	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等は、接道部の緑化や低層部の形態・色彩・意匠の工夫などにより、にぎわいの連続性に配慮する	水と緑
		その他	☐ 建物全体が調和した質の高いものとなるよう、色彩に配慮する	風格と質感

④住宅地区

低密集住宅、一般住宅、複合市街地として利用されることが望ましく、住宅地としての快適性に配慮すべき地区

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	住宅地区	位置・配置	敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、 ☐ 前面道路への植栽帯の設置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける	水と緑
			大規模な建築物等においては、街並みの連続性に配慮しつつ、 ☐ 落ち着いた居住景観に寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、植栽の配置など、公共空間の配置による居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	☐ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置などにより、魅力ある街角を演出する	風格と質感
			☐ 塀の色彩・素材・意匠をそろえたり、生垣によって連続性を持たせる等、沿道環境の調和を図る	風格と質感
			☐ 地形の起伏になじませた屋根形状により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
			☐ 建築物等は、街並み全体として落ち着いた景観を形成するように、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩をさけるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める	やさしさと心地よさ
			☐ 複合市街地等の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化のほか、道路と一体的な買い物空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部のにぎわいの創出などに努める	やさしさと心地よさ
		建築物等屋外広告物	☐ 大規模な建築物等においては、壁面の後退により居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
			☐ 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森など樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める	地域性と歴史性
			☐ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	地域性と歴史性
		自然・環境	☐ 敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
		植栽帯の活用	☐ 敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける	水と緑
			☐ 住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し、境界部に植栽を設置するなど、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する	やさしさと心地よさ
		特別配慮	☐ 前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける	水と緑
			☐ 敷島公園の周辺では、敷島エリアグランドデザイン（デザインコードなど）に配慮する	水と緑

⑤住宅団地

まとまりのある住宅群が作り出す家並みと背景となる赤城山等から構成される豊かな居住空間を保全すべき地区

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	住宅団地	位置・配置	☐ 大規模な建築物においては、街並みの連続性に配慮しつつ、落ち着いた居住景観に寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、植栽の配置など公共的空間の設置による居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
		形態・デザイン	☐ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の配置などにより、魅力ある街角を演出する	風格と質感
			☐ 塀の色彩・素材・意匠をそろえたり、生垣によって連続性を持たせる等、沿道環境の調和を図る	風格と質感
			☐ 地形の起伏になじませた屋根形状により、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
			☐ 建築物等は、街並み全体として落ち着きのある景観を形成するよう、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩をさけるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等は、屋根や壁面の色彩の調整や、屋根形状の統一、生垣など植栽帯の統一などから生み出される、街並み全体として地域性が感じられる景観形成に努める	地域性と歴史性
			☐ 建築物等の敷地周辺部に塀などを設ける場合は、開放感があり周辺の家並みと調和したしつらえに配慮する	地域性と歴史性
		建築物等屋外広告物	☐ 大規模な建築物等においては、壁面の後退により居住環境の向上に努める	やさしさと心地よさ
			☐ 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森など樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める	地域性と歴史性
			☐ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	地域性と歴史性
		自然・環境	☐ 敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける	地域性と歴史性
			☐ 敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山との緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける	水と緑

類型別基準	住宅団地	植栽帯の活用	住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し、境界部に植栽を設置するなど、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する ☐	やさしさと心地よさ
			前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける ☐	水と緑
			建築物等は、生垣など植栽帯の統一などから生み出される街並み全体として、地域性が感じられる景観形成に努める ☐	地域性と歴史性
			住宅団地の地区境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、団地としてのまとまりのある景観を形成するよう心がける ☐	水と緑
			複合市街地等の商店街や商業地建築物等の敷地周囲部に塀などを設ける場合は、開放感があり周辺の家並みと調和したしつらえに配慮する ☐	やさしさと心地よさ

⑥工業地区

工業地、流通業務地として利用されることが望ましく、就業環境とともに周辺地区の環境への影響に配慮すべき地区

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	工業地区	建築物等屋外広告物	田園地区に隣接する工業地区の建築物等は、地形の起伏を考慮した配置意匠や植栽の配置など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける ☐	地域性と歴史性
		自然・環境	敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける ☐	水と緑
		植栽帯の活用	前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられるよう緑豊かな景観形成を心がける ☐	水と緑
			田園地区に隣接する工業地区の建築物等は、植栽帯の配置で周辺の自然と調和した景観形成を心がける ☐	水と緑
			敷地内は緑化に努め、特に前面道路への植栽帯の配置に努めるとともに、大規模な生産施設や倉庫等は、建物の配置意匠や植栽の配置などを考慮し、できるだけ周辺景観への圧迫感や威圧感を軽減するよう配慮する ☐	やさしさと心地よさ
			工業地区の境界部分に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、周辺地区に与える影響をできるだけ軽減するよう配慮する ☐	やさしさと心地よさ
			敷地周囲部は、植栽を配置するとともに、塀などを設ける場合は可視性の高いフェンスを使用するなど、開放感の高い敷地利用を心がける ☐	やさしさと心地よさ
			敷地内は、四季を通じて親しめる植栽により、親しみやすい空間を演出する ☐	やさしさと心地よさ

⑦田園地区

田園地として利用されることが望ましく、前橋を代表する美しい田園風景を保全すべき地区

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	田園地区	位置・配置	☐ 美しい広がりのある農地景観を保全するため、建築物等や屋外広告物は、既存集落内に集約するよう努める	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物等や屋外広告物は、田園の水平ラインと背景の赤城山等の裾野に沿ったラインの対比が際立つよう、平坦な広がりをもつ美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法に努める	水と緑
			☐ 赤城山南麓に位置する建築物等や屋外広告物は、棚田や段々畑などの里山風景と背景にある赤城山等の眺めが創り出す美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法とする	水と緑
			☐ 農村集落と農地や山林との境界を意識し、それぞれを引き立たせる景観を形成するよう努める	水と緑
		形態・デザイン	☐ 建築物等の屋根は、低明度かつ低彩度色を用い、周辺の田園や背景の山並みと調和したものとする	やさしさと心地よさ
			☐ 建築物などの壁面は、自然景観の季節変化を考慮し、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とする	水と緑
			☐ 建築物等は、地形の特徴、背景となる赤城山等の容態などに配慮した屋根形状など、美しい田園景観に寄与する配置意匠とする	水と緑
			☐ 塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、色彩・素材・意匠をそろえたりして、沿道環境の調和を図る。また、生垣や敷地内緑化を積極的に行う	風格と質感
		建築物等屋外広告物	☐ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	地域性と歴史性
			☐ 建築物等は、地域ごとに特徴のある農村家屋や、集落内の寺社、屋敷林、路地、石垣などが一体となって創り出している美しい農村集落景観と調和した配置意匠とする	地域性と歴史性
			☐ 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観の醸成に努める	地域性と歴史性
			☐ 生垣や敷地内緑化を積極的に行う	やさしさと心地よさ
		自然・環境	☐ 平野部の田園地帯等の建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起状を考慮した屋根形状など、地形との一体感の感じられる配置意匠とする	地域性と歴史性
			☐ 農村集落と田園との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、互いに景観を引き立たせるよう努める	水と緑

⑧森林地区

市北側に位置する勾配の急な山林地で、主に保安林に指定されている地区

カテゴリ			基準	景観特性
類型別基準	森林地区	位置・配置	☐ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける	地域性と歴史性
			☐ 建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める	水と緑
		形態・デザイン	☐ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする	水と緑
			☐ 道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める	地域性と歴史性
		建築物等屋外広告物	☐ 建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする	やさしさと心地よさ
		特別配慮	☐ 県立赤城公園エリアでは、赤城山景観ガイドライン（デザインコードなど）に配慮する	水と緑

(3)要素別基準

カテゴリ		基準
要素別基準	建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準	同一敷地内の建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、植栽、その ☐ 他必要な施設などは、全体として一体感のある外観となるよう、配置掲出方法に配慮する
		屋外階段、配管、柵、室外機など、建築物等に付帯する設備等は、建築物等本体との調和を図り、次の例示を参考に必要な修景を行う ア 形態や使用する材料は、建築物等の本体と共通性を持たせる イ 色彩の調和を図る ☐ ウ ア・イが実施できない場合や実施しても目立つ場合は、ルーバー※や植栽などで覆う（※ルーバー：羽板と呼ばれる細長い板を、枠組みに隙間をあけて縦若しくは横方向に平行に組み、羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができる装置）
		☐ 建築物等の外観の色彩は、赤城山等の眺めを美しく引き立て、建築物等において一般的に多く使われている色彩を用いるなど、周辺の街並みと調和したものとする。特に、周辺から突出する高彩度色や極端な高明度及び低明度色の使用は避ける
		☐ 建築物等の単体としての色彩調和にとどまらず、周辺の建築物等との色彩調和に十分配慮する
		建築物等の屋根は、背景となる山並みや周辺の家並みと調和したものとするため、建築物等の高さやスカイラインなどの急激な変化を避けるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う ☐ ア 屋根等の高さのバランスや形状を工夫し、隣接する建物との連続性及び単体としてのゆるやかなスカイラインを形成する イ 勾配屋根など、屋根形状の整ったまちなみでは、それらとの調和を図る。また地域によって、屋根形状に特徴がある場合は、それらに配慮した形状とするよう努める
		☐ 屋上設備は、建築物等と一体的に背景となる山並みや周辺の街並み景観と調和したものとなるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う ア 壁面の立ち上げや屋根、ルーバーなどの覆いを設ける イ 外部から目立ちにくい配置にするなど、可能な限り露出を避ける
		☐ 建築物等の頂部等周囲から突出する部分や屋上部に設置される屋外広告物は、背景となる山並みや周辺の街並みに調和する配置掲出方法となるよう配慮する
		周囲への圧迫感や威圧感を与える大規模な壁面は、その軽減を図るため、次の例示を参考に必要な修景を行う ☐ ア 壁面形状に凹凸や雁行等をつける イ 単調になりすぎないように、色面の変化、柱の配置、飾り目地などの分節的デザインを施す
		高層建築物の低層部の壁面は、通りの連続性やオープンスペースの確保等に配慮した配置・形態・意匠となるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う ☐ ア 周囲の建物と共通性のある意匠を施す イ 開放性の感じられる意匠とする ウ 街並みの連続性に配慮しつつ、適度な壁面後退により植栽スペースを設置するなどし、オープンスペースの確保に努める

要素別基準	建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準	4 外構	☐ 建築物等の外観の一部となる外構は、周辺環境へのゆとり空間の創出と緑化に努める ☐ 建築物等の接道部分の外構は、隣接する周辺の外構と色彩・意匠をそろえたり、生垣などの植栽によって連続性を持たせるなど、周辺との調和に配慮する ☐ 大規模な建築物等は、シンボルとなる高木を配置するなど、風景にアクセントをつけ、印象的な景観を形成するよう心がける
		5 照明	☐ 建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、外構などの照明は、周辺環境への影響に配慮しつつ、設置する景観類型地区にふさわしい効果的な夜間景観の演出を図るよう努める
		6 建築物等に付随する施設等の配置意匠	☐ 建築物等に付随する駐車場、駐輪場、ごみ集積所その他の施設等は、周囲から目立たない配置意匠とするよう努める。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態・意匠の素材によって囲むか、周囲の緑化などによる修景に努める
	その他の行為毎の基準	1 土地の区画形質の変更	☐ 造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める ☐ 法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う ☐ 土地の区画形質の変更に伴い擁壁を設置する場合は、「2 擁壁」の基準を準用する
		2 擁壁	☐ 緑豊かな斜面地景観を大切にし、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める ☐ 擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させようとして、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う ☐ 周辺から望見される擁壁は、自然石の使用や自然石調などの仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める ☐ 傾斜地における棚田や段々畑など、周辺に石垣や石積みの用いられている地域などにおいては、擁壁や法面に、積極的に地域の石積みの工法を取り入れ、地域性を継承するよう努める
		3 屋外における物品等の集積又は貯蔵	☐ 物品や廃棄物等の集積又は貯蔵は、極力屋外を避け、やむを得ず屋外に集積等を行う場合は、周辺の景観を乱さないよう高さ・配置に配慮し、積み上げ方を整然とする ☐ 周辺から目立たないよう生垣等により遮蔽に努める
		4 木竹の伐採又は植栽	☐ 道路に面する部分の伐採を避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める ☐ 木竹の植栽にあたっては、特に道路に面する部分の緑化を重視し、周辺の植栽や周辺でよく用いられている植樹の活用等、地域性を考慮し、景観類型地区ごとにふさわしいゆとり空間の創出に配慮する

〈用語解説〉

建築物等：建築物・工作物

配置掲出方法：配置・形態・色彩・意匠の掲出方法

しつらえ：その場所の雰囲気に合わせて見た目や空間を整えること

雁行：建物や壁面を一直線にそろえず、前後にずらして配置することで、景観に変化や奥行きを持たせる手法

3 | 景観形成に係る他法令（例規）の基準

(1) 風致地区・地区計画

①風致地区（都市計画法第58条）

風致とは本来、自然の景色などの趣きや味わいを意味するもので、風致地区は、都市における樹林地・水辺などの自然的要素に富んだ良好な地域を都市計画に基づいて指定し、風致の維持・保全を図ることを目的とする制度です。

本市では現在3地区が指定されており、「前橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、地区内における建築行為等を許可制としていますが、建物の形態・意匠に関する事項については、本計画における景観形成基準に適合するよう、適切な措置を講じることとします。

【風致地区】

・厩城（93.10ha） ・敷島（181.05ha） ・橘山（47.10ha）

②地区計画（都市計画法第58条の2、景観法第76条）

地区計画とは、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための都市計画の一つで、本市でも数多くの地区計画が定められています。

中でも、建物の形態・意匠に関する事項や、外構（垣や柵）に関する事項、屋外広告物の設置に関する事項の規定がある区域では、本計画における景観形成基準に適合するよう、適切な措置を講じることとします。特に、建築物の色彩に関する事項が定められた区域では、景観形成基準における「色彩基準」(後述・資料編一4)を参照することとします。（駒寄スマートIC周辺地区計画は令和4年策定のため、色彩基準に調査結果のまとめはありません。）

【地区計画】

※色は、建築物の色彩に関する事項が定められた区域

・荒砥工業団地（約 52.2ha）	・上細井住宅団地（約 6.6ha）
・下大島東地区（約 23.2ha）	・前橋駅南口地区（約 2.0ha 色）
・新前橋駅南地区（約 10.1ha 色）	・下細井住宅団地（約 17.9ha）
・西善住宅団地（約 3.6ha）	・川曲地区（約 3.8ha）
・大屋敷地区（約 7.0ha）	・富田地区（約 70.1ha 色）
・中内地区（約 3.3ha）	・下川地区（約 41.7ha）
・五代南部地区（約 4.3ha 色）	・亀里地区（約 27.6ha）
・東大室地区（約 3.7ha）	・前橋南部地区（約 55.5ha）
・多田山産業団地（約 14.1ha 色）	・千代田町三丁目地区（約 0.6ha 色）
・昭和町三丁目地区（約 17.4ha）	・前橋問屋団地（約 13.8ha 色）
・新前橋駅前第二・第三地区（約 9.0ha 色）	・JR 前橋駅周辺地区（約 8.0ha 色）
・西善・中内地区（約 17.3ha）	・駒寄スマートIC 周辺地区（約 20.9ha 色）
・北代田町東地区（約 3.3ha）	・千代田町中心拠点地区（約 2.7ha）
・粕川町込皆戸地区（約 3.6ha）	・力丸工業団地西地区（約 7.8ha）

(2) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項（屋外広告物法、景観法第8条第2項）

屋外広告物は、各種の情報や案内、注意喚起の表示など、さまざまな目的に応じて多くの場所で設置されており、日常生活の情報源であるとともに、景観を形成する要素の一つでもあります。一方で、屋外広告物の無秩序な設置や不適切な表示は、交通安全や生活環境、街並みの調和を阻害する要因にもなります。特に、地震や風雪等による破損・落下事故が発生した場合には、市民生活に甚大な影響を及ぼすことから、屋外広告物の設置や点検時の安全管理も徹底する必要があります。

本市では「前橋市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制・誘導を行い、良好な景観形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止に取り組んでおりますが、本計画における景観形成基準に適合するよう、引き続き適切な措置を講じることとします。

①違反広告物への対応

屋外広告物条例の規定を遵守せずに掲出される広告物は、周辺景観との調和を阻害する恐れがあり、特に主要道路沿線ではその影響が顕著となります。

本市では、平成24年に「違反広告物は正指導計画」を定めて以来、特定の幹線道路について重点的に違反の是正に取り組んでいますが、今後も引き続き、計画的に違反広告物の解消に努めることとします。

②危険広告物への対応

設置後、適切な点検管理が行われずに老朽化・劣化した屋外広告物は、周辺景観との調和を阻害するのみならず、公衆に危害が及ぶ可能性も高まります。

本市では、これまでも屋外広告物の安全管理に努めてきましたが、令和8年の屋外広告物条例の改正では、屋外広告物の管理責任者の明確化、有資格者による点検義務化の範囲拡大、点検項目の詳細化を盛り込み、危険広告物の解消に努めることとします。

(3) 太陽光発電設備に関する対応

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出することなく永続的に利用できるクリーンなエネルギーのことで、地球規模の環境保全が求められる昨今、世界的に導入が進められています。特に、わが国で再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしてからは、全国で太陽光発電設備の設置が広がりました。その一方、無秩序な太陽光パネルの設置による景観面の悪化や、樹木の伐採に起因する土砂災害、落雷による火災の発生など、課題も多く報告されています。

本市では「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、特定の地域（特別保全地区）における設置行為を許可制とし、自然環境や景観の維持、住民の生活環境の保全に努めておりますが、一部地域における規制を検討しつつ、周辺景観との調和に関する事項については、本計画における景観形成基準に適合するよう、引き続き適正な措置を講じることとします。

【特別保全地区】

- ・赤城山地区（前述・Ⅳ－景観類型「森林地区」）
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法が定める区域）

(4) 前橋市水と緑のまちをつくる条例

この条例は、市民の健康で快適な生活を確保することに寄与するため、水と緑の調和した豊かな自然環境の確保に関する市及び市民の責務を明らかにするとともに、緑化の推進及び緑の保全について基本となる事項を定めたものです。条例の中で、前橋市の緑化の推進とあわせて景観形成に関する事項も定めています。

①緑化協定（同条例第9条）

市内の一定区域内の土地及び建築物の緑化を推進するために、その所有者または管理者を対象として、樹木の植栽等に関する事項について緑化に関する協定（緑化協定）を結ぶことができるとしています。現在、13の緑化協定が締結されていますが、これらは団地等の住宅が密集する地域であり、この協定により住宅密集地においても緑地が確保され良好な景観が維持されていることが伺えます。

②保存樹木等の指定（同条例第12条）

良好な景観の形成を図る上で重要な樹木を保全するための仕組みとして、景観重要樹木（景観法第28条）や、前橋市景観資産登録制度が存在しますが、本条例においても、都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木又は樹林（生垣を含む）について、保存樹又は保存樹林として指定することができるとしています。

上記の他に、緑化に関する制度としては、公園緑地課に事務局を置く「前橋市まちを緑にする会事務局」では、緑豊かな生活環境の創出を目的として、緑化のため生垣等を設置する市民に対する奨励金として生垣樹木購入費等を補助する制度を設けています。

(5) 前橋市緑の基本計画

前橋の緑の基本計画は、都市緑地法第4条に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、前橋市水と緑のまちをつくる条例に定める「緑化基本計画」でもあります。緑地の保全や緑化の推進に関してその将来像として、「水と緑でめぶく前橋」を計画のテーマとし、「前橋らしい風土を継承する」、「緑の豊かさを感じられるまちをつくる」、「水と緑を楽しむ文化を広げる」の3つの基本方針のもと、前橋らしい都市の美観、風致を維持するため、品格を放つケヤキ通りや街路樹の適正な更新、広瀬川沿いの緑地整備などの施策を実施します。

(6) 群馬県街路樹ガイドライン ～前橋版 未来樹ガイドライン～

群馬県では、「ぐんまの風景を魅せる」「ぐんまの魅力を高める」街路樹を整備・管理していくための技術的指針を定めるために「群馬県街路樹ガイドライン」を策定しました。前橋市においても、持続可能な街路樹の維持管理をしていくために、群馬県街路樹ガイドラインを基本として、前橋市景観計画に基づき地域性を考慮した計画テーマに沿った内容に置き換えて、街路樹の整備から管理までの技術的指針を定めた「前橋版 未来樹ガイドライン」を策定しました。これは、中心市街地においては、前橋市アーバンデザイン、赤城山南麓地域においてはスローシティの概念を取り入れた、本市の未来の街路樹である「未来樹」を創造するための指針です。

